

第10回青森県男女共同参画審議会

日時：平成18年1月31日（火）13:00～15:00

場所：ラ・プラス青い森 2階カメラア

1. 開会

司会：青少年・男女共同参画課の石岡と申します。審議に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それではただいまから、青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

2. 委嘱状交付

司会：はじめに委嘱辞令の交付を行います。任期は平成18年1月31日から平成20年1月30日までの2年間となっております。お名前を読み上げますので、ご起立の上、その場で委嘱辞令をお受け取りください。

司会：佐藤恵子様、内海隆様、海老名徳雪様、佐藤正勝様、佐々木敏昭様、三上晴子様、熊倉澄子様、内田則様、佐藤紘昭様、小野俊逸様、成田宏子様、筒井由紀子様、蛭名桂子様。

司会：なお、岩谷委員と斎藤委員については、本日は都合により欠席となっております。以上をもちまして、委嘱辞令の交付を終了いたします。

3. 知事あいさつ

司会：それでは高坂環境生活部長よりあいさつを申し上げます。

高坂部長：本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、青森県男女共同参画審議会の委員に御就任いただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。それと共に常日頃から男女共同参画をはじめといたしまして、県政の推進に当たりまして格別の御理解・御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、女性も男性も互いに人権を尊重しあいながら、責任も分かち合い、性別にとらわれずに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現、これにつきましては、少子高齢化をはじめといたします社会経済情勢の急激な変化、これに対応していく上では重要かつ緊急な課題であるというふうに考えてございます。

県ではこれまで、平成13年6月でございますけれども、青森県男女共同参画センターを設置いたしました。同年7月には、青森県男女共同参画推進条例を制定いたしまして、翌14年6月には「あおり男女共同参画プラン21」の改訂、そして15年10月にはこれは全庁的な取り組みを推進するという観点から、青森県男女共同参画推進本部を設置するなどの体制を整備し

てきたところでございます。それによりまして、県民の皆様は、男女共同参画社会の意義を理解いただきまして、実現に主体的に積極的に取り組んでいただけるように、私共としては努めてきたところでございます。

こうした中で、この審議会につきましては条例に基づく基本計画、これは先程申しましたプランの改訂版をはじめといたしまして、男女共同参画の推進に関する重要事項、これを調査審議いただくために、平成13年11月から設置しているものでございます。付け加えますけれども、この度の審議会につきましては、県の行政改革を進める上で、各審議会等のより効率的な運営が求められるということもございまして、これまでの20人体制を、今期から15人とさせていただきます。

さて、来年度18年度になりますけれども、ここで県の基本計画でございます「あおり男女共同参画プラン21」の改訂版、これの計画期間の最終年度にあたります。従いまして、翌平成19年度に向けて改定する必要がございます。そこで来年度の早い時期に基本的な考え方につきまして、当審議会への諮問を予定してございますが、何分にも来年度中に全ての改訂作業を行わなければならないということもございまして、集中的に御審議をいただければ幸いと考えてございます。

いずれにいたしましても、青森県の男女共同参画の推進に関する施策、これを総合的・計画的に推進するための基本的な計画という位置付けになりますので、この改定に委員の皆様は御尽力をいただければ幸いです。

今日は、男女共同参画に関する苦情処理体制。それから配偶者からの暴力防止および被害者支援計画等について、御報告申し上げることとしてございます。

私共も委員の皆様と一緒に努力して参りたいと思っておりますので、なお一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。今日は何分よろしく願いいたします。

4. 委員自己紹介

司会：ここで、委員の皆様は、御就任にあたりまして簡単な自己紹介をお願いいたします。佐藤恵子委員より順に、お願いいたします。

佐藤（恵）委員：佐藤恵子と申します。青森県立保健大学におりまして、女性問題、女性福祉等を専門にしております。前回に引き続き、委員を引き受けさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

内海委員：内海と申します。アドバイザーではあったのですが、今度どういうわけか委員になるということになりました。平成13年に八戸市のほうに深く関わりました。実は、男女共同参画そのものは、もう10年以上いろんな形で関わっているのですが、八戸市のほうの条例と都市宣言のときの懇談会の会長、並びに審議会の初代会長を務めさせていただきました。4年やったのもういいだろうと、後続に譲るということで、しばらく外野席にいたのですが、いつのまにかこういうふうはこちらのほうに参りました。

今はやや過渡期にあるというようなこともあって、基本法はできて7年目になって、昨年の暮れに国のほうも一部、男性にとっていかにメリットがあるかというようなことで変えたようですので、私もその辺のところを射程に入れながらいろいろ発言等ができればと考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

海老名委員：NHKの海老名といいます。私の前任者から、この審議会の委員ということだったそうでして、私も去年の6月に来たばかりなものですから、今日は2回目ですけれども、引き続き委員ということでありまして、ひとつよろしくお願いいたします。

佐藤（正）委員：経営者協会の専務をしております佐藤と申します。前期に引き続きまして、この審議会の委員をさせていただくということになりましたので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐々木委員：連合青森の佐々木と申します。労働組合の立場から参加させていただきます。労働組合でも男女共同参画というのを進めておりますけれども、なかなかうまくいかないというか進んでいないのが実情です。当審議会に参画をしながら、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

三上委員：県VICウーマンの一人の三上晴子です。VICウーマンと聞いたことがないかもしれませんが、女性リーダーの1人として田んぼに勤しんでおります。こういう場には不慣れでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

熊倉委員：青森労働局雇用均等室の熊倉と申します。私も本年4月にこちらに参りまして、ようやく1年近くになって参りました。私どもは、職場における男女共同参画を主に中心になって進めていくということにしておりますが、やはり社会全体の男女共同参画というものが推進していかないと、職場における男女共同参画も進んでいかないということで、県や皆様方と連携を図りながらやって参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

内田委員：むつ市から参りました内田でございます。前期に引き続きまして、またこうして勉強させていただく機会を得ましたことを大変感謝申し上げます。私的には、代表を務めております私の職場の中に、だいたい115名ぐらいの男女の職員がいるのですが、圧倒的に女性が多ございまして、女性の、現在本当に私の小さな足元に取り巻く悩みなどとか、どうしたらこの女性の、資格をせつかく得ながら、利用者さんの支援をしていかなければならないという家庭と仕事の両立にすごく苦しんでいる職員を見まして、ぴんと張り詰めたその糸が切れぬ前に、どうしてあげたらいいのだろうとずっと考えながらおります。是非また勉強させていただきながら、御指導いただきながら、今年も頑張っていきたいと思っております。御指導をよろしくお願いいたします。

佐藤（紘）委員：青森高等学校の佐藤と申します。この度初めて委員になりました。いろいろ

御指導いただければと思っております。中学生・高校生段階の、人権教育とか男女共同参画に関する理解・認識を深めるのが最も大事な時期ではないかなという思いでおります。この場を借りて、いろいろ勉強させていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

小野委員：中泊町長の小野です。昨年の6月でしたか、県の町村会長ということで、前任者と交代したものだと思っております。今日は何分初めてでございますので、私、今日ここへ来る前に、県では共同参画の審議会があるのだと、うちのほうはどうなっているのだと聞きましたら、やはり長期計画の中ではもう入っているのだそうです。ですから、私もここで勉強しながら、うちのほうでも立ち上げたいと、そう思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

成田委員：こんにちは。大変長いタイトルがついておりますが、この委員の名前の前に青森県というのがついているので、全部数えると最後までスラスラと言え方が何人いるかというぐらいで、自分も時々立ち止まるぐらい、長いタイトルがついております団体、青森県のまとめ、この団体はたくさんの中のまとめということの位置付けで考えればいいのか、まとめ役をこれからしていけばいいのかというようなまだ段階にあります。「男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」の会長を仰せつかりました成田でございます。

県に事務局がありました、今度、独立独歩で歩めとあって、突き放されたのがこれでございますが、きっとたくさんの方々の団体が加入していただいているはずでございます。お隣の町長さんがお話したように、まだまだ行政の中では1人そういうポストを受け持っている方、専任の所というのは本当に少ないという現状をみました。

というふうなことで、今年度は私たちがこの会としては、行政にいかんという発想を持っていただいて推進していただくかと。男女共同参画、女性だけ多くなれと言っているのでは決してありません。男性も女性もほんとうに一緒になって能力を発揮するような職場であり、そこから発する町であり市であるということをお願い進みましょうということで、このような形で推進しております。

ちょっと長くなってすみませんが、皆さんのところにカラーのついたものを1枚差し上げましたが。年間で1番大きい事業、今まではあちこちでフォーラムみたいなものをしていましたが、県費が一銭も入っておりませんので、完全に独立で1つの事業をしましょうということになっております。

ということで、今回大変ビックな講師をお呼びできることになりました。皆様の、会員から集まった会費で行うわけですので。なかなか節約しいしいやっておりますので、このコピーもみんな有料で私たちは作りましたが、御協力いただくところは県のほうにも御協力いただきながら進めていくところでございます。

これは各市町村にいきましたので、参加していただいて、これからの少子化社会を考える先回りなのですが、国のほうでは少子化問題を担当した大臣も生まれましたけれども、それよりちょっと一歩青森で早く進めて、これからの社会をどうしていくか。少子化社会になっていった時というよりもうなっているのですが、その中で男女共同参画社会の推進を図っていくためには、という考え合う場に提供したいと思っております、皆様に今日差し上げましたので、どうぞお帰りになりましたら、たくさんの方に申し込んでいただいて、というPRも兼ねながら、成田の

自己紹介を終わらせていただきます。失礼しました。

筒井委員：女性大学7期生の、筒井由紀子と申します。これから皆さんの中で勉強させていただき、役に立っていけるような委員になりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

蛭名委員：七戸町のほうから参りました蛭名桂子と申します。私は公募で入れさせていただきました。こういう場は本当に不慣れなものですから、勉強させていただきたいと思っております。そして、七戸町のほうでも男女共同参画を進めていきたいと思い、少しずつですが活動しております。よろしくお願いいたします。

5. 組織会

司会：委員の皆様大変ありがとうございます。

次に本審議会は、青森県附属機関に関する条例により、会長を置くことにしております。ここで組織会に移らせていただきます。なお、条例では当審議会に副会長を置くこととはなっておりませんが、会長に事故あるときなどのため、あらかじめその職務を代理する委員を会長が指名することになっております。

まことに僭越ではございますが、事務局のほうで仮議長を務めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、高坂部長を仮議長とし、会長の選任を進めさせていただきます。

仮議長：それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。青森県附属機関に関する条例、これによりますと、会長は委員の互選によって選出するというふうになってございます。そこで選任方法として、委員の皆様からどなたか適任の方を御推薦いただくということでよろしいでしょうか。

はい、それでは、その方向でということでございますので、どなたか御推薦をお願いしたいと思います。

佐藤（正）委員：佐藤恵子先生にお願いしたらいいのではないのでしょうか。

仮議長：ただ今、会長に佐藤恵子委員を推薦する旨の発言がございましたが、いかがでしょうか。

それでは、御異議がないようでございますので、会長は佐藤恵子委員にお願いしたいと思います。佐藤恵子委員、よろしいでしょうか。

それでは、以上を持ちまして、佐藤恵子委員に会長の任をよろしくお願いいたします。

司会：佐藤委員、どうぞ会長席へお移りください。

会長：改めまして、佐藤恵子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：それでは、佐藤会長に会長の御挨拶をお願ひいたします。

会長：座ってお話させていただいてよろしいでしょうか。ただ今、御推薦によりまして、また会長をお引き受けさせていただくことになりました。前回2年間、会長職を務めさせていただきましたが、少し慣れたかなという点がございますが、何分にも力不足でして、至らない点が多々あると思います。けれども皆様の御協力と御支援を得て、この2年間頑張ってお参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回は、先ほど高坂部長さんからもお話がありましたが、平成13年に条例ができて、その条例に基づいてこの審議会が発足して5年目になります。そして第3期になります。その最初の会合ということもございますので、少し今後の抱負等について、御挨拶を兼ねてお話させていただきたいと思ひます。

これまで私は4年間、委員と会長を務めさせていただきましたが、この4年間はいわば青森県の男女共同参画社会づくりの土台を作ってきたプロセスではなかったかと思ひます。条例もできて、プランも改訂されまして、そして国のほうではDV防止法もできて、それに伴ってその制度等も整えられてきました。

それに基づいて、今これからは仕上げといいますか、先ほど内海委員からは男女共同参画は過渡期にあると。特に、これからは男性へのメリットも考慮した上で進めていく段階にあるというお話がありました。私もまさにそうだと思いますが、それをもう少し積極的に捉えまして、今申しましたように、これまで作り上げてきた土台の上に、本当の意味で青森県に男女共同参画社会を作っていく、その出発点に立っているのかなというふうに考えております。

後ほど議題で御説明、それから皆様から御意見を伺いますように、4月から苦情処理体制が始まります。この苦情処理機関を設けましたことについて、時期が遅かったということもありますけれども、これを設けたことによって、より県民の方々に男女共同参画の必要性和意義を認識していただけることになるのではないかとと思ひます。

それから、先程申しましたDVの基本計画も策定して、もう既に発効しております。それからアピオあおもり・男女共同参画センターも、今年の4月から指定管理者の委託をもって新しい事業を展開することになります。

それから、先程部長さんからもお話がありました当委員会で取り組む最大の課題は、「あおもり男女共同参画プラン21」の改定であろうと思ひます。そこにどのような今までの実績を踏まえて、どのようなことを盛り込むかということに関して、皆様の御意見とお知恵を拝借したいと考えております。

最初に申し上げましたように、力不足の会長でありますので、その点皆様にいろいろ御負担をおかけするとは思ひますが、精一杯務めたいと思っておりますので、是非御協力・御尽力をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司会：ありがとうございました。これを持ちまして、組織会を終了させていただきます。

まことに恐縮ではございますが、高坂部長は所用のためここで退席させていただきます。御

了承をお願いいたします。

高坂部長：何分、よろしくお願いいたします。

司会：次に議事に入ります前に、県の事務局を紹介させていただきます。

佐藤青少年・男女共同参画課長でございます。山田男女共同参画センター所長でございます。事務局として、青少年・男女共同参画課の福井主幹、後村総括主査、多田主事、男女共同参画センターの高橋主幹、こどもみらい課工藤主事。なお、当課男女共同参画グループ齋藤リーダーは、本日都合により欠席しております。

司会：続きまして、資料の確認をさせていただきます。皆さんのお手元に資料一覧ということで、一覧が配られているかと思えます。苦情処理体制「資料1-1」から「1-8」まで。なお「資料1-6」に関しては、当初送らせていただいたものと差し替えとなっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

「資料2」配偶者からの暴力防止・被害者支援計画に関する資料は「資料2-1」「資料2-2」となっております。

「資料3」男女共同参画センターの指定管理者について。

「資料4」がプラン21の改訂に関する資料となっております。「資料4-1」から「4-7」まで。

「資料5」審議会の開催状況。

「資料6」男女共同参画の現状と施策。

「資料7」男女共同参画推進条例。

以上となっております。もし不足がございましたら、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これから議事に入りたいと思いますが、青森県付属機関に関する条例により、本審議会の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会長：さっそく議事に入らせていただきたいと思います。その前に、先程事務局から御説明がありましたとおり、会長に事故があったとき等のために、あらかじめその職務を代理していただく委員を会長が指名することになっております。その方を当審議会では副会長と称させていただきますと思いますが、その副会長を、私から指名させていただきますと思います。内海隆委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。多大な御協力・御支援をお願いしたいと思います。

では、今、御同意をいただきましたので、内海副会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

内海委員：先程、長々とお話しました。今度は手短かに。実は先程見ました肩書きに、八戸大学学長補佐というふうになっておりますが、短期大学のほうの学長補佐も兼ねるようになりまし

て、右に行ったり左に行ったりいろいろやっております。

つい最近、私はデイリーワークはやらないというふうに学長に反論をいたしまして。「ならば」ということで、学長というものは学長補佐を補佐するのが学長であるというふうに勝手に決め付けて、今日は出かけて参りましたけれども。佐藤議長がこちらへ出たときの補佐役に徹したいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

会長：それでは、本題に入らせていただいてよろしいでしょうか。まず、本審議会の所掌事項について、今年度新しく委員になられた方が多いと思っておりますので、改めまして審議会の所掌事項について事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局：男女共同参画審議会の事務について、簡単に御説明申し上げます。お手元の「資料1-6」のほうに、青森県附属機関に関する条例の抜粋があると思います。あと「資料7」として、青森県男女共同参画推進条例がございますので、両方見ていただきたいのですけれども。

「1-6」の裏のほうに「別表第1」と書いてございまして、当男女共同参画審議会の担当する事務は条例第8条第3項の規定により、その権限に属せられた事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議することとなっております。定数は、これはまだ改正されておりましたが20人以内となっております。この定数につきましては2月議会で、先程も行政改革のお話ございましたけれども、15名ということに改正される見込みとなっております。任期は2年でございます。

この担当する事務の第8条第3項の規定、条例の第8条第3項の規定と申しますのは、「知事は基本計画を定めようとするときは、あらかじめ青森県男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされているところでございますので、基本計画のこと及び重要事項について調査審議をお願いしたいと思います。

現在こちらの審議会は、男女のいずれか一方が10分の4未満であってはならないということでクォーター制を採用しておりますので、今回男性が6名、女性が9名ということになってございます。会長は委員の互選で選任することで、ただ今選出されました。職務代理につきましても第4条第5項で、会長が指名するというところでございました。以上でございます。

会長：既に事前に送付されておりましたが、今回差し替えになりましたが、今、簡単に御説明いただきましたが、後ほどよく御覧いただき、御理解いただきたいと思います。説明は以上をいたしまして、早速次第に従いまして議題に入りたいと思います。

6. 議事

(1) 青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づく苦情処理体制の構築について

会長：皆様のお手元の「次第」に、議題は、今日は5つ用意されております。まず、その第1の議題の「青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づく苦情処理体制の構築について」

に入ります。まずこの点につきまして、事務局から御説明をいただきます。その後、委員の皆様方から御質問あるいは御意見等を頂戴したいと思っております。では事務局のほうから、御説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、苦情処理体制につきまして御説明申し上げます。座らせていただいて御説明申し上げます。失礼いたします。

本県の男女共同参画推進条例では、「県は男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために、必要な措置を講じる」と条例で規定されてございます。

それで「資料1-1」から「1-2」「1-3」「1-4」「1-5」「1-6」「1-7」「1-8」までが、苦情に関する資料でございます。

それでは「資料1-1」に基づきまして御説明申し上げたいと思います。経緯でございますけれども、この本県の苦情処理体制は、条例で先程御説明申し上げましたが、必要な措置を講じることが規定されております。この苦情処理体制を構築するために、平成15年度から実施して参りました他県調査、本審議会の委員の皆様にも出張していただきまして調査を行っております。その結果を踏まえまして、平成16年度には県の附属機関でございますこの審議会に対して諮問いたしまして、本審議会に苦情処理専門部会を設置いたしまして、熱心に御検討いただきました。本日御出席の佐藤会長また佐藤正勝委員をはじめ、5名の皆様が苦情処理専門部会の委員ということで、御検討いただいております。

その経緯につきましては、「資料5」に審議会の開催状況ということで、開催の回数等書いてございますが、昨年7月に本審議会から基本的な考え方についての答申をいただきました。本当にありがとうございました。

この答申を最大限に尊重いたしまして、処理要綱案それから事務処理要領案を作成いたしまして、また庁内関係課長で構成いたします男女共同参画推進会議の御意見をいただきながら、検討を重ねて最終案を作成しまして、昨年の12月27日に決裁されまして決定となりました。今年1月4日に開催しました知事を本部長とする男女共同参画推進本部でも報告いたしまして、公表したところでございます。

3番の苦情処理体制の概要でございますけれども、まず対象となる施策等につきましては、県の男女共同参画基本計画でございます「あおり男女共同参画プラン21」に掲げられているすべての施策と間接的あるいは結果的に男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策としてございます。処理と手続き等については基本的な処理手続きについては「資料1-3」にあります処理要綱。それから、具体的な事務処理の内容につきましては「1-4」にあります事務処理要領に基づいて処理することといたしました。

事務の処理体制でございますけれども、役割分担ということで、(3)番に書いてございますが、受付は環境生活部青少年・男女共同参画課で行います。調査審議につきましてはこの「資料1-1」では青森県男女共同参画審議会苦情処理委員会ということで説明してございますけれども、この苦情処理委員会につきましては、現在、男女共同参画審議会の部会として、県の附属機関条例で措置をするということで、2月議会に改正の上程を予定してございます。委員数は3名、審議会の会長の指名により委員を決定します。事務は各施策担当課からの意見聴取

等の上で審議報告書を作成するという事としております。

次の処理方針の決定及び施策の反映でございますが、苦情処理委員会の審議報告書を受けまして、各施策担当課がそれを決定及び反映をするということでございます。

この苦情処理体制につきましては、来年の4月から開始をするということで、現在県民に対するPR、それから体制の整備等を行っております。そういった状況でございます。

会長：資料に基づいて、ごく簡単に御説明いただきましたが。今御説明がありました苦情処理体制、4月から発足することになっておりますが、委員の皆様方から御質問も含めて御意見をいただきたいと思っております。もう少し詳しい説明をということでも結構です。特に、初めて御参加いただいている委員が多いと思っておりますので。先程紹介がありましたように何回か審議会等で苦情処理体制についての案を報告してまいりましたが、新しい委員は初めてこの場でお聞きになる方が多いと思っておりますので、是非御質問等をお願いします。どうぞ御遠慮なく。

事務局：今回本県で苦情処理体制を構築するに至った考え方でございますけれども。先程の条例等で規定されていることは勿論でございますが、今後さらに本県の男女共同参画施策を推進するといったことのためには、この施策に対する県民からの苦情の処理ということが非常に重要なものではないかということで、まず県の施策の改善のためには、県民の意見を幅広く把握して施策に反映させていく上で苦情の処理が非常に有効な手段であるということ。また、苦情処理体制を有効に機能させることで行政への信頼感も高まり、潜在的な問題の発掘にもつながり、ひいては男女共同参画の意識啓発となること。また、今後県民の男女共同参画に関する意識が向上するにつれまして、より客観的で専門的な判断が必要となると考えられることなどから、こういった体制を整備するという事としたものでございます。以上です。

会長：どうぞ、成田委員。

成田委員：あまり勉強していないといえますか、つらつらと読むだけで来たのですけれども。これが始まりますと、情報公開の部分にも出てきますでしょうか。この内容的なものとか。公開されていきますか。

事務局：この「資料1-1」のほうにも書いてございますが、(3)のところは苦情の処理状況の公表ということで、公表する予定にしてございます。個人情報とか、そういったところのものは十分配慮した公表の仕方をしたいと考えております。

成田委員：そういう形でホームページなどにも出てきますよね。そうしますと、どういう傾向のものが何件というようなこともあるでしょうし、事例としてというような場合もあるでしょうけれども。その辺のところの処理まで、このような処理をしてというところまで、結果までやっぱり出てきて欲しいと思っておりますし、もしかしたらもっと食い込んだ方が出てくるのではないかと思うので、すごくその辺が気になる場所なのですけれども。始まってみないとまだわからないという部分かもしれませんが、十分御留意して。でも、あまりカバーしすぎて一般論

的になってしまうと、これもまた一般の方に分かりにくいものになるだろうかというのが気になっているところです。以上です。

海老名委員：私はこれちょっと読ませてもらったのですが、「苦情は、実際は少ない」と書いてありますよね。だから他県調査で、実際、施策でどういった苦情、どういった文句を言っているのか、その具体例で例えばどういうものがあるのかよくわからないままに苦情苦情と言っているのですが。実際どんなものがあるのですか。それをちょっと教えていただきたい。

会長：いまの御質問に対して、事務局から。

事務局：今までの、本県のほうで受けた苦情の1つとしては、アピオあおもりの貸室の申し出の期間が、当初10日前まで申し込みしなければならないというのがあったのですけれども、それだとあまりにも長すぎるということで苦情が来まして、それを7日に短縮するというので、できるだけの改善を図ったというものがあります。他県は、担当のほうから。

事務局：他県ですと、いろんな申し出があるようだけれども。例えば県に対する施策ということですので、県立の学校、大学あるいは高等学校等が女子だけが入学できる、あるいは男子だけが入学できる学校に対して、共学化を要望するというようなことも出されているようです。あと、例えばいろいろな手続きにおいて、具体的に言いますと保育所等の手続きにおいて、母親の就労証明だけが求められると、そういったことに対して、やはりどちらかの性だけが一方的に負担を強いられているというような申し出があったり、というようなことでございます。

ちなみに、平成16年度、県レベルでの、県と政令指定都市ですね、その間で、トータルで78件の申し出があったようでございます。トータルで78件ですので、0の県もあります。10何件というふうな多いところもあるようですが、全国的にはやはり少ないと言えるようです。

会長：はい、どうもありがとうございます。今の件につきましても、先程事務局のほうから資料について簡単に御説明がりましたが、皆様のお手元に「資料1-8」ということで、諮問に対する答申ということで、報告書を作成しております。その「資料1-8」を御覧いただきますと、今お話がありましたような他県の状況が10件、市も入りますが10件、事前に視察・調査しまして、その上で作成しております。

そのために、47都道府県中こちらの青森県の苦情処理体制づくりはラスト10ぐらい、ちょっと遅いということになっておりますが。他県等の状況も踏まえた上で、本県の実情に照らして、より有効であるというふうに思われる方向を考えております。

ちょっと分厚のものですが、是非御一読いただきまして、どのような考えに立って作っているか。そして先程成田委員からも御質問がりましたが、やはり寄せられた苦情と申しますか、意見に対して、迅速かつ誠意を持って対応するというのが基本でありますけれども、どのような意見が寄せられたかということをお県民の方々に知っていただくということも重要なことだと考えております。そのようなところまで、かなり踏み込んで考えて実現できるように考えているものです。ただ、実際にどのような意見・苦情が寄せられるかというのは、発足してみない

と分からないかなと思っておりますが。

他にこの苦情処理体制について、御意見・御質問等ございませんでしょうか。佐藤正勝委員、苦情体制づくりの検討委員として御参加いただきまして御活躍いただきましたが、御意見はございませんでしょうか。

佐藤委員：今お二方から御質問が出ていますので、もしできましたら、理解のために検討したときの各県の状況がわかるようなものをお配りしたらいかがかと思うのですよ。やはり今「資料1」の関係の資料を皆さん、私もいただいているのですが、これだけではなかなかわかりにくいので。先程も会長からお話ございましたのですが、この仕組みというのですか、何も全国に先駆けてやるのではなくて、むしろ遅いほうのグループに属するわけですので、ですから、理解を深めていただくために、その関係の資料も皆さんに差し上げたらいかがかなという感じがいたしますが。

会長：今の御意見のように、既にたくさん蓄積されていると思いますので、全てというわけではありませんが、皆さんの参考になるようなものを後日でもお送りいただければと思います。よろしいでしょうか。

では、この件につきまして、他に御意見がないようでしたら、次の案件に移らせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(2) 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」について

会長：では、次第の(2)です。「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」について、略してDV基本計画と申しておりますが、その件につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局：それでは「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」につきまして、「資料2-1」と「資料2-2」が資料でございますので、御覧いただきながら御説明させていただきたいと思っております。

まず配偶者からの暴力防止及び被害者支援については、御存知だと思いますけれども、平成13年に施行されました配偶者暴力防止法に基づいて、従来家庭内の問題、夫婦間の問題とされていた配偶者間の暴力に対して、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊重を害し、男女平等の実現の妨げとなるものであるという認識のもとで、配偶者暴力相談支援センターなどが制度化されてきております。

本県では実情を申しますと、平成14年度から女性相談所のほか、男女共同参画センター、また各健康福祉子どもセンター福祉部の合計8カ所で、DVセンターとして県内各地で相談支援を行っておりまして、その相談件数は16年度では全国第7位で、東北・北海道では最も多い件数ということでございます。

このDV法ですけれども、3年を経過したことで、一昨年平成16年4月に改正が行われて、一昨年12月に国が基本的な方針を定めましたことから、都道府県が国が定める基本的な方針に

基づいて基本計画を定めるということを、この法律の改正で義務付けられたところでございます。そこで本県でも、配偶者からの暴力の防止、被害者支援について基本計画を策定するという作業を進めて参りました。

こちらの策定体制等について御説明いたしますが、ピンク色の計画本体の26ページにも詳細な経緯を書いてございますけれども、まず今年の4月に庁内関係各課、非常に幅広い分野にわたりますものですから、総務部、環境生活部、福祉部、商工、土木、教育庁、警察本部の関係課13課で構成します基本計画策定連絡会議というのを設置いたしまして、その上で、さらに民間の有識者また医師、弁護士、団体で活動されている方々、それから公募委員等で構成します基本計画検討委員会を設置して、意見を聞きながら。また、こちらの男女共同参画審議会からの意見もいただき、9月からは県民へのパブリックコメントの実施の手続きも経て、去る12月27日に知事の決裁によって決定し、1月4日の男女共同参画推進本部で報告・公表いたしました。

計画の概要でございますけれども、まず位置付けといたしましては、この配偶者暴力防止法第2条の3第1項に定める計画であるということ。また県の基本計画であります生活創造推進プランの中で、青森県が目指す生活創造社会を実現するための5つの社会像を実現するための仕組みづくりの、男女共同参画の推進を図る取り組みということでございます。期間は平成20年12月までの3年間。

構成でございますけれども、次の施策の体系を御覧いただければと思いますけれども。基本目標を4つ掲げておりますが、まず1番目には、基本目標1「配偶者からの暴力を許さない社会づくり」ということで、「性別にかかわらず誰もが大切な存在であり、配偶者からの暴力を許さないという社会全体の意識づくりのため、地域、学校、家庭等で男女の人権が尊重される男女共同参画社会の実現を推進する」というものでございます。ここでの重点目標は、人権感覚、人権意識の育成。それから配偶者からの暴力についての正しい理解の普及。それから加害者更生と予防のための対策の推進ということでございます。

次に基本目標の2番で、被害者保護対策の充実についてですが、こちらは「緊急時における被害者の迅速な安全確保と被害者が子どもを同伴する際の、子どもの安全確保等を含めた被害者の保護対策を行う」ということで、重点目標を4つ。「発見・通報体制の充実」、「迅速かつ適切な被害者保護」、「同伴家族等への支援」、「相談への対応の充実」ということでございます。

それから次の基本目標の3「被害者の自立支援のための環境整備」ということで、「緊急時の保護だけでなく、被害者の住まいとか仕事等、自立した生活を送るために必要な各種制度に関する情報提供等のほか、配偶者からの暴力により被害者やその子どもが受けた精神的ダメージからの回復を支援する」ということで、重点目標としては2つ。8番の「被害者の自立への支援」、ここではステップハウスのあり方等について検討するという事も含めて、被害者と子どもの精神的回復のための心のケアを行うということにしております。

それから基本目標の4番、「職務関係者の資質の向上と連携」ということで、「配偶者からの暴力の特性を理解し、被害者の状況を踏まえた適切な職務を行うため、職務関係者の資質の向上に努めるとともに、民間団体による官民協働による取り組みを推進する」ということで、重点目標が3つ。「職務関係者への研修等の充実」、「関係行政機関の連携の推進」、それから「民間団体等との協働」ということで、民間でDVの被害者の支援を行っている団体等もござい

すので、連携をしながら対応を図っていくということとしております。

この中でも特に民間の方々からの御意見が多かったのは、加害者更生への部分のお話が随分ございまして、その項目も研究ということで載せてございます。それからDVに至った夫婦、結婚というところになる前に、予防といいますか若い世代からの予防対策についても検討していきたいということで書かれております。それから暴力を止めたいと考える加害者の精神保健相談への対応の検討等も含めて記載してございます。

今後この計画を着実に推進しまして、青森県に配偶者からの暴力のない社会づくりを進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

会長：今、事務局から簡単に御報告、御説明いただきましたが、この件につきまして委員の方々から御質問・御意見等を伺いたいと思います。今は「資料2-1」に基づいて御説明いただきましたけれども。この件に関しましては、支援計画の実物そのものが皆様のお手元に配付されていると思います。この中で、もう少し青森県のDVの実態等を含めて、それからこれまで行われてきた施策、担当課等の資料も含めて詳しく記載されておりますので、もう既に御覧かもしれませぬけれども、これを御覧になりながら、この中で記されていることについても結構です。御質問・御意見いただければと思います。

筒井委員どうぞ。

筒井委員：警察とかいろいろありましたけれども、警察でも専門的な男女共同参画として、DVに関して保護という形で、専門分野の方を置いていらっしゃるのでしょうか。

会長：その点について、事務局からよろしいでしょうか。担当の方がいらっしゃいますので、課長さんでも結構ですし、後村さんでも結構ですが。警察における対応ですよね。警察の中にDV被害者に対して専門的に対応する部署が設けられているかどうかということですよ。

筒井委員：野辺地の警察署で現実にあったことですが、男女共同参画以前に女性が男性の元にかしづかなければいけないのだという説得の仕方で、女性の立場を理解し、対応する人が男性だったためうまくいかなかったという事がありました。いろいろな話の中で、ようやく分かっていたという状況でしたが、今は、どうなっているのか疑問に思っているところです。

事務局（こどもみらい課）：今、御質問のあった件ですけれども。一応各警察署においてはDV相談には対応するというので、その中でも女性警官を配属して対応するように心がけているということではお伺いしてまして、あとは警察職員向けの研修等に積極的に、DV関係の研修に積極的に警察の方も参加していらっしゃるということでは伺っております。なので、ただ今お伺いした事例というのは、なかなか聞いたことがないといえますか、ちょっと初耳でしたので、どうなのかと聞かれてもこちらとしても応えようがないのですけれども、一応警察署でも積極的に対応するようにはしているというふうには理解しておりました。

会長：この件につきましてはよろしいでしょうか。ちなみに、そのようなことがありましたら、

先程言いました苦情処理ですけれども、県の施策に関わることで、その場に申し立てられても対応はされるだろうと思っておりますが。

他にございませんでしょうか。どうぞ。

成田委員：民間のシェルターとして今どれくらいの数がありますか。ここにパーセンテージでは書いてありますけれども、数として県内で。

会長：ここというのは、ちょっと場所を御指摘いただけますか。

成田委員：3ページに相談窓口として知っているものという、これ、アンケートでしょうか。

会長：担当者の方、御存知でしょうか。

事務局（こどもみらい課）：民間シェルターなのですけれども、青森県の場合は、県で1カ所あります。県外に行きますと、またかなりあるのですけれども、県内には1カ所ということです。

会長：ちょっと付け加えさせていただきますが、これは内閣府の調査ですので全国を対象にしていると思いますが。平成16年10月ぐらいだと思いますが、現在全国で77カ所の民間シェルターがあると。民間だけでなく、半官半民のところもあると思いますが、77カ所のシェルターがあると、ホームページ上は掲載されております。ちょっと増えているかもしれませんが。

成田委員：そういうふうなことから考えると、じゃあ1カ所でどうなるのだろうという不安がすごくあるのですね。私、特別窓口は持っていないけれども、でもやはり、父親に何かされた場に子どもがいた時、その子どもが登校してからの様子が変わるといって事例で相談を受けたことがあって、「じゃあ、その家にどういうふうにして入り込もうか」とか策略を講じたことがあるのですけれども。

そんなふうなことで、母親が、行き場がない。子どもも行き場がない。従ってその場から朝ごはんも食べずに登校する生徒がいるというふうな現状が結構あるみたいですので、なかなか立ち上げるのは難しいけれども、やはりそのような方向を少し手助けできるような方向にあるよということが、一般のほうに広がっていくのも、これもまた私たちこれから大事なことかなと思いました。以上です。

会長：今のことは、御意見として伺っておけばよろしいでしょうか。

他に御質問・御意見等はありませんでしょうか。担当者、事務局のほうからもございませんか。

私から1つ補足させていただきたいと思いますが。私もこのDVの基本計画づくりに参加させていただきました。それで県の財政事情と、それから今お話がありました民間の活動等のさまざまな現状といえますか、限界も踏まえた上で、かなり充実したものができたのではないかと

というふうに思っております。

1つ審議会に関わることで申し上げておきたいのは、進行管理についてです。計画ですので、計画の範囲も今お手元にありますこの計画を御覧いただきますと、施策の方向の中にそれぞれ具体的な施策ということで、現在も行われていて、これからさらに充実するということが具体的にあげられているのですが、ただ、それにつきましても、本当にどの程度実際に実行されるかに関しては、これからの進行管理にかかっていると思います。

ですから、今日も説明のために担当課の方、男女共同参画課とこどもみらい課が主管課になっておりますので、お2人においでいただいておりますが、これからも担当者においでいただいて、審議会の際にこの計画の進捗状況について、どのあたりで区切るかということもこれからの検討課題になると思いますが、逐次報告していただき、そして、それに対して審議会としても意見を申し上げて、それを次に生かしていただきたいというふうに思っていますし、計画にもそのように9ページに記載されておりますので。委員の皆様にはそれぞれのお立場で関心を持って、この計画の実行を見守っていただきたいと思っております。

内海委員：DVに関する相談件数では八戸が非常に多いと。多いことを良しとするか悪いとするかはともかくとして、相談できる環境にあるということは非常に大事なわけですね。

実は、先ほど成田さんあるいは筒井さんの御意見にありましたように、民生委員が関わり、警察が関わり、児相が関わり、学校が関わりというケースで、表面化しているのは、どこが最終的にどうであるかというのは問題ないと思うのですけれども。そうでない部分、見えない部分はどうかということところが、実は一番重要なのであろうと。私はスクールカウンセラーをやったり、いろいろやってきてわかりました。

やっぱり、特にこういうせちがらい世の中になってまいりますと、表に立ったものは我々いくらでもできるわけですよ。むしろこれはどこの管轄だ、どこの管轄だとやっていけばいいのですが。先程の野辺地警察も含めて、「冗談じゃない」と、「暴力団云々こっちは大変で、それどころじゃない」というのは、これは八戸でもあります。「窃盗ごときで来るな」というのはあります。ですから、どうするかという、そういう中で見ていきますと、多種多様な事例が一杯出てくるというところが、まず一番問題というか、大事にするというか、そういう出やすい状況というかそういう状況をかもし出すというか、そのことが一番大事だと思うのですね。

一般市民になってずっと見てみますと、例えばDV法のことも含めて、どこそこにどういう形でどういうふうに相談したらいいかというのは、存外知られていませんよね。まず一番最初はどこか。近所なのです。だいたいそうだと思うのですね。だからその辺の周知徹底をどうするかということが、私は大事じゃないかなというような、今、お話を伺っておりました。

会長：貴重な御意見をどうもありがとうございました。では、この件については以上でよろしいでしょうか。では、先に議題を進めさせていただきたいと思っております。

(3) 青森県男女共同参画センターに係る指定管理者の導入について

会長：続いて議題の(3)の青森県男女共同参画センターに係る指定管理者の導入について、事務

局から御説明をお願いします。

事務局：私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

これまで指定管理者に関しては、審議会のほうにその都度状況をお知らせさせていただいておりますけれども、今回委員の改選等もありましたので、一連の経緯を「資料3」のほうに掲載させていただいております。簡単な資料になっておりますので、若干付け加えながら説明させていただきます。

平成15年6月に地方自治法の改正によって、公共的団体あるいは地方公共団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理が、民間事業者等も可能となる、いわゆる指定管理者制度が創設されております。この地方自治法の改正を受け、平成16年度には県が設置する公の施設について、制度の導入について検討しました。その結果、男女共同参画センターを含む65の施設について、平成18年4月から制度を導入することとして、条例あるいは規則等の改正を行っております。

平成17年度には、これまで指定管理者の決定に関する手続きを行ってきておりますけれども、まず5月に審査委員会を設置しております。男女共同参画センターについては、子ども家庭支援センターとの複合施設となっておりますので、2つの施設をあわせて指定管理者を募集することとしまして。審査員には2つの施設を所管する当環境生活部、そして健康福祉部からそれぞれの部長、担当課長、センターの所長、審議会からの推薦があった方、あるいはセンターの登録団体などから推薦があった方の中から、団体の活動あるいはセンターの活用等の協力などを考えて選考した者、計10名により審査委員会を設置しました。

審査委員会の第1回の会議では、あらかじめ設定する審査の基準、及び配点を決定しております。続いて、6月に募集要項をホームページにより公表いたしまして、約2カ月の期間をおいて8月に募集を締め切っております。ここで補足いたしますけれども、男女共同参画センターの事業について指定管理者に行わせる、あるいは県が引き続き行わせるというふうな仕分けを公表の前まで行っております。

現在、センターのほうでやっている事業のうち、県の方で引き続きやっただほうがよいものということで、リーダーとか人材の育成に関する事業である「あおもり女性大学事業」あるいは「ヌエックのほうに派遣する研修事業」。さらに「男女共同参画県民フォーラム」あるいは「調査・研究事業」、これらの事業については県で引き続き実施するというので考え、実際に今年度の予算要求上もそのような形で進んでおります。

センターの方に行わせる事業としては、施設に直接密着するような「情報ライブラリーの管理・運営」ですとか「相談の事業」、あるいはセンターの「広報誌」というようなセンターに密着する事業。あるいは啓発のために行っている「オープンカレッジ」というふうな事業を指定管理者にお願いするというふうなことで仕分けをしております。

申請者については、次のページになりますけれども、このように申請者数4団体というふうに記載しております。具体的な申請団体を申し上げますと、3に決定した指定管理者が載っております。「アスタクグループ」、それ以外の申請者については、ビル管理会社の「太平ビルサービス」、設備関係会社の「株式会社ビルド」、あとは市民活動団体の発展を主目的として活動している特定非営利活動法人の「NPO推進青森会議」となっております。これらの4団体か

ら申請を受け、各審査員による申請書の書類審査を経て、9月に申請者からのヒアリングを行い、各審査員による採点及びその採点の集計をもって順位を決定しております。

具体的な点数については、申請者の不利益になる可能性があるとして、公表しておりませんが、傾向として、審査員10名の配点1000点のうち、700点台が2団体、500点台が1団体、400点台が1団体というふうになっております。

審査委員会の指定管理者候補の選定理由としては、4番に評価内容を記載しております。一つ目としては施設の設置目的の理解、運営方針の的確性。二つ目としてサービスの向上性や自主機能の提案。三つ目として施設の維持管理の的確性。四つ目として収支計画や人的能力での実現の可能性。というところが高い評価を得ております。

なお、アスタクグループでは、男女共同参画及び子育て支援の部分でそれぞれ活動している方々の協力を得ながら、企画・立案がなされております。施設の設置目的、事業内容等が的確だったこと。あるいは指定管理者となった場合に、それらの方々が職員として運営に携わるといふ点が評価されたのではないかというふうに思っております。

資料の1ページのほうに戻りますけれども、審査結果については10月に申請者にお知らせしております。また、ホームページで公表しております。12月には県議会で指定管理者としての指定を議決いただきました。以上がこれまでの経緯となっております。

次に、今後の予定になりますけれども、県と指定管理者との基本部分での3年間の契約に当たります基本協定の締結。その協定に基づく平成18年度、初年度になりますけれども、その事業計画書の提出を2月に予定しております。その後、その事業計画書の内容の確認、あるいは職員間の引継ぎなどを経て、4月1日から指定管理者による施設の管理が開始という予定になっております。

前回審議会のほうで御意見のあった指定管理者の評価という件についてですが、まず県においては、先程申し上げた各年度の、事業計画書の内容確認の他、18年度からになりますけれども、毎月定期報告書を提出させる他、随時指定管理者に報告を求め、状況調査あるいは指示を行うこととしております。

また、男女共同参画審議会での評価に関しては、これまで同様、事業計画並びに事業の実施状況について、審議会に指定管理者が出席し、説明するというような方法を考えております。

さらに、アスタクグループのほうでは、利用者や県民ニーズをくみ上げる施設運営・サービス向上に反映させることを目的に、施設の運営委員会というものを設置する予定としておりますので、この委員会に審議会からも参加していただき、チェックしていくというふうなことも考えられるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

会長：ただいま事務局から御説明がありました。この件につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

すいません、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。今、御報告があった中で、申請された4団体の評価点というのでしょうか得点ですが、これは1000点満点ですよ。そのうち私がちょっと聞き取ったのは、700点台が2団体、それから500点台が1団体、あと400点台が1団体ということですか。じゃあ、この700点台をとった2団体のうちから選ばれたのが、当該のアスタクグループだと思いますが、その2団体の差はどれ位だったのでしょうか。

事務局：先程申しましたように、具体的な点数というのは公表になっていないのですけれども、1%未満です。僅差でございます。

会長：そうでしたか。

内海委員：私は実はこの、指定管理になってびっくりしたのですよ。なぜかといいますと、条例ができてそんなに経ってないですよ。男女共同参画そのものがそう周知されていないわけですよ。それで建物ができて、県が運営するという時に、ある一定程度経ったら民間ベースでそういうふうにしてやっていって、その運営に関して運営委員会なりなんなりをもって見ていくというのはよくわかるのですが、随分思い切って、割合早めにやっちゃったなというのが率直な意見なのです。

そういう意味では、先程事務局から説明がありましたけれども、今後の運営ですね。それについて、やっぱりきちっとした運営委員会なり協議会なりにきちっと諮る。きちっとやっぱり運営していくことをやっていかないと。本来この15年のこれがなければ、県がずっとやるつもりでいたわけですよ。当然その時にはそういう長期の目標があったと思うのです。それが一気にここへ来てしまいますと、やっぱり考えなければならない。

これはすべての施設がそうなのですが、特にこういう新しいものに関しては、県民の意識とか、いろいろなものがきちっと入り込む前にこういうふうになってしまったのは、ぼくもちょっと驚いているのですけれども、できる限りその運営体制については、県民の意見などが反映できるように、そういうことを切に望みたいと思います。

会長：どうぞ、成田委員。

成田委員：いまさらこんなことを言うと、なにかあれですけども、このセンターを立ち上げて欲しいと言って何年間も一生懸命運動を続けて、知事に他県の例などを出してきた団体が、私が今引き受けた協議会の前身だったのです。たぶん県の方々は御存知だと思います。その団体の力は何分の1か知りませんが、部長さんなどがこの設計図を作った時にも、私たち女性連絡会のほうと詰めたりしてやってきたのですが、今回、何の一言もなくこのような形になってしまった結果がここだったので、それがすごく心に引っかかって、先輩たちに申し訳ないという気持ちが、私は正直なところあります。

そこはひとつ置いて。さて、これからも、ここまで来てしまいましたが、このアスタグループというのは、現在青森でどんな活動をしているのかが、私は、私だけでしょうか、分からないということで、書面上で700点以上を確保したのだらうと思うのですが、そういうふうな形でこれから県が指示を行うということも度々あると、今お話になりましたが、その辺の絡みを考えて、3年経つと見直しをするという形なのですか。さっき3年という区切り、お話になりましたけれど、といった時に、このアスタグループというのが、どんな形で存在している中で見直しをするということを期待していらっしゃるのか、ちょっと教えていただきたいです。

会長：今の御意見に対して、御回答をお願いしたいと思います。

事務局：一応アスタクグループというのが資料のほうにも書かれているとおりに、阿部重組と芝管工、テレコム青森、この3社のグループになります。今実際どういう活動をしているかということになると、このグループについてはアピオあおもりの指定管理者に申請するためにグループを組んだということになりますので、このグループで今何かやっているという事実は恐らくないのではないかなと思っております。

3年間というふうな指定期間になるのですが、それについては、基本的には3年ごとに申請を出してもらって、その中でいいものというふうな形で、3年スパンで考えているのです。この団体だから3年とかそういうのではなくて、「あらかじめ3年の期間お願いすることになりますので、皆さんいい提案をしてください。」ということになりますので、3年後については、また別の形の団体に決まるというふうなこととか、あるいはこのグループも独自路線を歩むとか、分かれながらいろいろなケースが考えられますので、その辺については、とりあえず委託というか、指定期間が3年ということに理解いただければと思います。

成田委員：はい、わかるような、わからないような、私の捉えなのですが。つまり、これはハード面もソフト面も独立採算制で、そして委託された業務を行うので、委託したのは県ですよ。そうすると、県のほうでその一部が遂行されるかどうか。それから期待されている期待像があると思うのですけれども、その期待像に対してどうであるかということが必要になってくると思いますので、その辺で、さっき出てきた施設運営委員会が、チェック機能を発揮するのでしょうか。

事務局：県がというよりも、さっきの運営委員会というのはアスタクグループが県民の声を聞きながら、施設の運営に対して、よりいい意見を聞きながら進めていきたいというふうなことを目的に設置されますので、直接県がここの委員会で指定管理者に対して評価するというものではございません。

成田委員：またまたわからなくなってきましたが、結局そうなりますと、このあおもり男女共同参画プラン21改定版ができたとしても、それに対して相対的に評価するという意味ではなくなってきましたよね。もしかしたら別な視点から、この施設運営委員会が進むかもしれないという不安が私たちにはあるのです。この間協議会の役員会を開いたときに、役員会の主たる議題はともかくとして、プラスその他といいましたらたくさん出てきて、この声がすごく多かったのです。

チェック機能はどういうふうにして組織されていって、また見直すか、県側がアドバイスするとかということに対して、どのような見方からしていくのが、今現在見通されているのだろうか。そこのところがわからないままで、今4月に開始する形になっていくということは、青森県の女性団体が長年かかって陳情して願いがかなったこのセンターが、どうなるのだろうという不安が、皆さんから出てきたのでした。私もそのうちの1人ですけれども。

これからもうスタートしてしまうこの時期ですので、県との関わりと県自身の評価点を持つ

ということと。それから各市町村でやっていますようなサイドから、県全体を引き上げていくという目的に向かっていくのですから、ただフォーラム的なものやっつけていけばいいとかということだけではないと思うので、その辺のチェック機能のセッティングを見通していただきたいというのが、これからの願いです。以上です。

会長：今、成田委員からも、それから内海委員からは時期尚早ではなかったかという御意見がございました。他にも御意見があるかもしれませんが、私も今のお2人の意見と重なる部分もあるのですが、会長ではあります。要望をしておきたいと思います。

事前の打ち合わせでも申し上げてあったのですが、事業者名それから具体的な審査結果については、プライバシーということもありということで、具体的には先程言った評価点ぐらいしかお教えいただけなかったのですが、やはり基本計画に則って設置されたアピオあおもり、男女共同参画センターは、この青森県で男女共同参画を推進していく拠点であるわけですから非常に重要な位置付けを持っているものです。

ですから、そこで展開される事業の如何というのは、青森県の男女共同参画の実現性を左右すると言っても過言ではないと思います。そのような位置付けにある施設に対して、あまり私たちに知らされていない、しかも今のお話を伺いますと評価方法、チェックも含めてですけども、やはり不十分と言わざるを得ないと思うのです。審査基準は明記されていますので、もしこの間チェックするとすれば、まず審査基準に照らしてきちんとそのような運営と実施がなされているかということは、責任を持って評価していただきたいし、それを審議会に報告していただきたいと思います。

当該施設が設置される予定であるという運営委員会に、審議会の委員が入って意見を申し述べるということも1つの方法かと思いますが、ちょっと悪い言い方をしますと、それがアライブづくりに利用されかねないという可能性も否定できないと思います。ですから、その点については、かなり慎重に討議した上で、私たち審議会のほうで協議した上で決めるべきことではないかと思っています。

それで、もう少し具体的な提案なのですが、先程の今後の予定ということで、2月に議会を通ったあと、実際に協定を締結して、これまでされてきた事業のうち、本課、この男女共同参画課で引き受けるといいますか、引き取る事業も多々あると伺っておりますので、そのあたりがどうなっているかということについても、今日は勿論用意されていないと思いますので、後日是非委員に配付していただきたいと思いますが。この点について、委員の皆様も御同意いただければ審議会として要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

内海委員：実は別件の時に、私は似たような話をしまして、3年後にもう1回見直すというのですが、その時に参加する業者は、この間、もし、アスタクはもうすでに3年契約したら3年やるわけですね。その間様々な指導とか研修とかやるわけですね。レベルアップするのですよ。他の業者はそういうことをしませんから、当然3年後に、もう1回オープンに競争すると、他の業者はダメなのです。アスタクがずっとやるようになるのですよ。やってくれないと我々も困るのですよ。ということは独占の何かを、まるでお墨付きで決めてしまうような感じになってしまうのですよ。でもまあ、それもいいでしょう。

問題は自力で本当にそれだけの力があるのかどうかを、やっぱりきちっと、先程の700点云々もありますけれども、見極めるために、県のやはりコアセンターであると。コアセンターは10年20年と続いてはじめて県民には意味がわかってきたので、民意を反映するような、そういう委員会のほうに運営を任せて、かつ運営そのものも民間等に任せてもいいかなというのが、ぼくは一般的な判断だと思うのですね。10年経たないうちに、男女共同参画センターのコアセンター、国で言えばナショナルセンターに相当するようなものを、いわゆる指定管理者でやる場合に、今後はこの3年間で県が指導し、やればやるほど、このみか実力を付ける。他は付けなくなるのですよ。そうすると「3年後は」ということになるわけですね。

その噛み合わせを考えながらやっていかないと、どうも本来の規制緩和とかサービス競争の趣旨に反していくのですね。マーケットのあれに反するのですよ。だからちょっと私も、そのところは苦慮しているところなのです。どうしたらいいのか。そこはちょっとまだ悩んでいるところですけども、まあいずれにしても、もう決まったことですから、やっぱり我々にとって無駄のない、無理のない効果的な形にはせざるを得ないというのが、正直なところですね。私の印象なのです。

会長：どうもありがとうございました。

事務局：事務局のほうからお話させていただきたいと思います。ただ今の、指定管理者の導入の時期ですけれども、早いのではないかという御意見はやはり他の県民の方からもいただいたことがございます。早いかどうかは別にして、できるかどうかという視点で、男女共同参画の視点、子育てを支援する視点でその事業ができるかどうかということを重点において、私共の審査委員会の中でも十分な議論がございました。

その男女共同参画の視点、子育てを支援する視点というものを十分理解しているということを確認いたしまして、今回決まりましたグループについては企業でございますので、男女共同参画の活動を具体的にどうしたという実績はないかもしれませんが、その協力する団体ということで、現実に青森県内で活動されているグループのメンバーと一緒に企画立案とか、実際職員として採用するとか、そういった配慮もございました。

それで今回、指定管理者制度、規制緩和でございますが、公でできるものは公で、民ができるものは民間でというそういったこともありますし、他の視点でいいますと、雇用創出とかそういう視点もあるということで、制度導入の説明を受けております。

私共も、そういった県民の皆さんの不安とか心配とか、十分踏まえまして、今後指定管理者との対応はして参りたいと思います。できるだけ御希望がありました、事業の計画の内容とかそういった情報についても、できるだけ出せるものは出して参りたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

会長：では、この件につきましては以上でよろしいでしょうか。もうできてしまったことですので、今後は是非それを有効な形で生かすように、審議会の私共も見守っていきたいと思います。

(4) 「あおり男女共同参画プラン21」の改定について

会長：では、最後の案件になりますが、議題(4)の「あおり男女共同参画プラン 21」の改定について、事務局からお願いいたします。

事務局：最後の「あおり男女共同参画プラン 21」の改定につきまして、「資料 4-1」「4-2」「4-3」それからダイジェスト版で「4-4」までと、それから関連しまして、国の男女共同参画基本計画第 2 次のポイントということで「4-6」。それから基本計画第 2 次本体がお配りされていると思います。

それで、ちょっと御説明申し上げますが、「4-1」のほうを御覧いただきたいのですが、本県のプランでございますが、平成 12 年 1 月に策定されまして、その後国の計画、また県の条例が平成 13 年にできましたもので、それとの整合性とか県の基本計画に位置付けるために平成 14 年に 1 回改訂してございます。この改訂された計画の終了期間が平成 18 年度、平成 19 年 3 月までとなっておりますために、来年度中に改定の作業を進めて参りたいということで考えております。

これまでの経緯で、2 番に書いてございますけれども、そこは省略いたしまして。3 番の改定手順の概略ということでお話申し上げますと、「資料 4-2」のほうにも書いてございますが、改定スケジュールということで、できるだけ来年の早い時期に男女共同参画審議会のほうへ基本的な考え方について諮問申し上げたいというふうに思っております。審議会のほうでは、できればといいますか、今は予算の関係もございまして、はっきり申し上げられないのですが、基本計画を検討する専門部会を設置して、具体的な検討をし、また全体会のほうでも検討して参りたいと思っております。

それから(2)の県民のパブリックコメント、それから庁内関係課が多数わたくししておりますので、庁内関係課等との調整・連携。それから知事をトップにいたします男女共同参画推進本部で決定して参りたいということで、今のところの目途といたしましては、来年の 1 月には決定・公表したいということで作業したいと思っております。

計画の開始は平成 19 年 4 月からということとなっております。現在の青森県の男女共同参画プランについては、後ほど御覧いただければと思いますが、国のほうの計画も改定されたものですから、終期であることと国の計画を踏まえた内容にして参りたいということで考えております。

それで、この場をお借りいたしまして、国の計画の改定のポイントもちょっとお話をさせていただければと思いますが、「4-6」のほうにポイントが書いてございます。男女共同参画基本計画第 2 次のポイントということで書いております。これの改定に至る経緯について、実は 1 月の中旬に国のほうで会議がございましたので、その内容もお伝えしたいと思います。

1 月 12 日、内閣府のほうで政策研修ということで会議が行われました。その際にこの国の第 2 次計画の説明がございまして、第 1 次計画が平成 12 年に策定されて 5 年経過したということで、今回初めて改定が行われております。

第 1 部の基本的考え方といたしましては、国の男女共同参画会議から 7 月に基本的考え方の答申があって、その答申を踏まえて、政府の部内で具体的施策について詰めながら政府案をつくって、与党審査を経て閣議決定したというふうな経過でございます。

この過程では様々な意見があつて、特にジェンダーという言葉をめぐる自民党内でいろいろな議論があつたと。それで最終的には、当然のことなわけですけれども閣議決定となつておりました、内閣府のほうの大臣、副大臣、政務官以下皆の合意をいただいて、その上で与党である自民党と公明党の部会とか、自民党であれば政審総務会という意思決定機関で了承していただいて、与党として了解をいただいた上で手続きを経て閣議決定したということでございます。いろいろな議論もあつて新聞紙上を騒がせたこともあります、皆さんの合意をいただいた案ということで、内閣府としても自信を持って進めていきたいというふうを考えているので、地方公共団体にも御理解いただきたいというふうなお話がありました。

内容につきましては、構成等については第1次計画をほぼ同じような考え方で踏襲していません。第1部のほうでは基本的考え方と構成重点事項ということで、今後15年間を見通しながら、具体的施策については5年間見通しだということでお話がありました。

重点事項ということでこちらに書いてあります10点の説明がございまして、まず①番目の政策方針決定過程への女性の参画の拡大ということで、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待するという目標を置いていると。国についてはもう既に30%を超えていますので、今後新たな目標を検討することとしているというふうの説明がございました。

それから②の女性のチャレンジ支援策の推進ということで。これは事業としては15年度から行っておりますが、第1次計画にはないので、今回初めて記載いたしました。再チャレンジ、再就職、また起業したい場合の支援策についても充実した記述になっているというふうなお話がありました。

それから雇用分野の均等の確保ですけれども、現在厚生労働省で男女雇用機会均等法の改正準備中だと。昨年末に厚生労働省の審議会の結論が出て、今度の国会に法案を提出する予定だというふうな御説明がございまして、今回の計画にはその詳細な内容は盛り込んでいないけれども、法改正が行われれば、それに従って推進したいということでお話がありました。

④番の仕事と家庭、地域生活の両立の支援と働き方の見直しについて。今回は特に、働き方の見直しについて重点的に記述をしていると。短時間正社員などの多様な働き方、また、しかも公正な処遇が図られている多様な働き方ということで、時間が短いというだけで賃金が正社員に比べて不公正であるというのではなくて、公正な処遇がきちんと図られた働き方を導入するということにして、公務員についても、現在は短時間勤務制度がないけれども、常勤の公務員についても短時間勤務を導入するということにしているということでお話がありました。

それから、⑤番が新たな分野への取り組みということで、4分野、科学とか防災等のことが書かれてございます。

それから⑥番が男女の性差に応じた医療の推進。

⑦番が、先程も内海先生からお話ございましたが、男性にとっての意義・責任、男性の参画を重視した広報・啓発活動の推進ということでございます。

⑧番目が、教育分野での男女共同参画・男女平等の推進。

⑨番目が、女性に対する暴力の根絶ということで、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを推進することになっているということでございます。この暴力のところについては、第1次計画の策定のあと5年経っております、DV法とか様々な法制度が整備されてきておりますので、

ほぼ全面的な書き換えがあったということでした。

⑩番は、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立った関係施策を立案・実施するとなつてございます。

これがポイントとして示されておりますが、特に今回、国のほうから説明があったことでお話ししておきたいのは、この中に国民的広がりを持った広報啓発活動の展開ということで、男女共同参画の理念とか社会的性別「ジェンダー」の視点の定義について誤解の解消に努め、恣意的な運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進めると記述してございます。

これについては、第1次計画においては、社会的・文化的に形成された性別「ジェンダー」に敏感な視点となっておりますけれども、この書きぶりについても、またジェンダー概念について様々な議論があったということで、今回この計画の中に、ジェンダーについての定義・注釈が書き込まれております。後ほど御覧いただければと思いますけれども、定義を非常に詳細にしたと。事例としてもこういう事例は問題があるということを具体的にあげたということで、説明がありました。

それで、これに関連しまして、ジェンダーについてこれだけ議論があったのに、どうして使うのかと、使う必要がないのではないかという質問も反対派からもあつたりするのだけれども、ジェンダーというのは男女共同参画の推進にとって非常に重要な用語であつて、重要な概念であるから、今回ジェンダーについて、詳細な「注」をつけてきちんと定義づけて、不適切な事例を掲げて正しく普及していきたいということでお話がありました。地方公共団体の皆様にも周知して欲しいという内閣府からのご要望もありましたので、今回ちょっとあえてお話しさせていただきました。

それで、うちのほうのプランでございますが、来年度是非この改定の作業を進めて参りたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。以上です。

会長：どうもありがとうございました。今大変大きな内容を、ごく簡単に御説明いただきましたが、皆様のお手元には国のほうの基本計画、改定された第2次の計画の本体も配付されていると思います。分厚なものでして「資料4-7」というふうに記されていますが、今御説明がありましたジェンダー概念について、改めてここで計画のところで正しい理解・普及が進むようにということに記載されたということにつきまして、19 ページに記載されておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

先程内海先生から過渡期というお話がありまして、男性に向けてもということもあるのですが、それだけではなくてある種の揺戻しといいますか、もっと端的に言うとバックラッシュという男女共同参画に対してむしろ進めるべきではないという意見もかなり表面化してきています。でもその中で、踏み留まってこのような形で改定されたことに対しては、少し安心しております。

ただ、本当にこれから、男女共同参画の実現において詳細な部分が問われてくる。そういう意味では本当に、進める私たちの側も真剣に本気で取り組まなければならない状態にあるのだろうというふうに感じております。そのこともありまして、この本県のプラン21の改定に当たりまして、この審議会の総力をあげて取り組みたいと、僭越ですが思っております。どうぞ

よろしく申し上げます。

それで今御説明いただいたこと、それからちょっと私も補足させていただきましたが、この件につきまして御質問・御意見等ございませんでしょうか。もし、ございませんようでしたら、ちょっと時間がせまっておりますので、この件については以上にさせていただいてよろしいでしょうか。特に何かございましたら、お受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(5) その他

会長：では最後の案件の「その他」ということで、これは私のほうからお話させていただきたいと思います。提案ということなのですが、先程事務局からも説明がありました、4月1日から苦情処理制度がスタートすることになっております。その件につきましては、2月の議会を経て正式に発足することになるのですが、当審議会の中に苦情に対応する委員会を設けるということになっております。その委員会の名称は、正式には「苦情等部会」ということになると伺っておりますが、その委員の選考につきまして、皆様に少し御提案させていただきたいと思っております。

これから審議されます青森県附属機関条例の中で、今の苦情等部会の設置が規定されまして、その中で会長がその委員を指名するということになるという見込みになっております。説明の中にもあったと思いますが、それで3名ということになっておりまして、男性と女性と両性で構成する。全部男性、全部女性はダメということで、3名のうち2名は同性性で、もう1人が異性という、男性と女性と両方で構成するということになっております。

それで条例が県議会でも可決されたあと、4月1日にはもう発足することになりますので、事前にこの部会の委員を決めておく必要があると思います。それで、会長が指名するということになっておりますので、指名させていただきたいと思っております。

この件につきましては先程申し上げましたけれど、答申をするに当たりまして、この前審議会の中で5人の委員に御協力いただきました。その委員のうち3人の方が今回の審議会にもお入りいただいております。その3人、私も含めてですが3人の委員に、初めて発足することもありますので、この会の事情をよく理解したものが当たったほうがいいだろうということもあります。この3名で構成したいというふうに思っていたのですが、実を申しますと、私と、佐藤正勝委員には御了解いただいているのですが、もう1人参加していただきました岩谷委員、今日御欠席の弁護士でいらっしゃるのですが、業務多忙につきお引き受けできないというお断りをいただきました。

それで、あと1名の選考につきましては、申し訳ないのですが後日また協議した上で決定させていただきたいと思っております。決定し次第、皆様には文書で御報告させていただくということで御了解いただきたいと思います。まずこれが第1点です。

それからもう1つ、今御説明がありましたプラン21の改定に関わりまして、この審議会の中に専門部会を設けて当たりたいと思っております。そちらの委員につきましても、先程ちょっと事務局から日程等について御案内がありましたけれども、委員の人数につきましては、まだちょっと流動的なところがあります。何名になるかということはまだ決めかねておりますので、その件につきましても会長預かりとさせていただきまして、新しい委員も含めて適切な方を検

討して決めさせていただきたいと思っております。その件につきましても、後日御報告させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか、御了解いただけますでしょうか。事務局のほうもそれでよろしいでしょうか。では、そのようにさせていただきたいと思っております。私共から依頼されて委員に就任された方々には、最初に申し上げましたようにそれぞれのところでお忙しい方々だと思っておりますが、どうぞ御協力くださいますようお願いいたします。

では、あと5分ぐらいなのですが、どういたしましょうか。事務局のほうから補足で連絡事項とかありましたら伺いたした上で、それでも残りの時間がありましたら新任の委員等からちょっと御意見を伺いたいと思っておりますが、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局：はい、次回の審議会の開催予定につきまして、先程プラン 21 の説明の中で早い時期に諮問申し上げたいということをお願いしましたが、現在いろいろ予算的なこともございまして、中身を詳細に決定しているわけではございませんが、5月、なるべく早い時期に皆様にお集まりいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長：では今、事務局から第2回になりますが、次回の審議会の開催は5月に予定したいということでしたので、是非その節には御都合を練り合わせて御出席いただきたいと思っております。では、残りの時間、私の時計ではあと3分ぐらいだと思っておりますが、どなたか今御発言いただかなかった方に、それから新しく着任してくださった方に是非御意見を伺いたいと思っております。私のほうからちょっと指名させていただいてよろしいでしょうか。蛭名委員、公募で参加されて初めてだと思っておりますが、感想等でも結構ですので一言お願いします。

蛭名委員：私も今回これに参加させていただくに当たって、前もって配布されたこの資料を、全部とはいかなかったのですけれども、だいたい開いて見てという準備はしてきましたが、いつもはどうなのかわからないのですけれども、この資料が、かなり量が多いのですね。一週間ぐらい前に配付されてきたものですから、時間的にもちょっと私は時間が足りないという状態でしたので、もし資料がすごく多かったりしたときには早めに配付してくださると、もうちょっと読んで理解もできたかなと思っております。

それから今日の審議会に本当に初めて参加させていただきました。自分の意見を言うというよりは、こういう感じで進められているのだなというのが正直な感想でした。次回はもう少し自分でも、今日よりは少し進歩したいと思っております。ありがとうございました。

会長：ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ではそのお隣の筒井委員にもお願いしたいと思っております。

筒井委員：前もって配布されました資料につきましては一通り目を通しました。何分まだ勉強不足ですので、これからもたくさん勉強していきたいと思っております。

先程内海委員がおっしゃいましたように、アピオに関しては非常に疑問も持っております。これからもっとはっきりした意見を言えるように、自分でも頑張って勉強していきますので、よろしく願いいたします。

会長：どうもありがとうございました。その他にご参加の委員からご意見等はありませんでしょうか。

では、丁度予定の時間、3時になりましたので、これで第1回審議会を終了させていただきたいと思えます。皆様には本当にお忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。

今後とも審議会の役割、それから責任は非常に私は大きいと思っておりますが、ただ、限界もございます。その限界を自覚した上で、でも最大限、青森県の男女共同参画を進めるために頑張ってお参りたいと思えます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。今日は熱心な御協議、どうもありがとうございました。

7. 閉会

司会：佐藤会長さんはじめ委員の皆様、どうも大変お疲れ様でございます。以上をもちまして、青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

《以上終了》